

生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 前田 ナツ子

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第54号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」ほか議案4件であります。

当委員会は、9月14日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案5件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

まず、「議案第54号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、当該法律の引用条項にずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

委員からは、改正の理由について質疑があり、理事者からは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律——廃棄物処理法の第6条の2に災害廃棄物に関する条項が2項追加されたことで、市の条例で引用する条項が2つずれたため字句を修正するものである、との説明がありました。

また、委員からは、今回の改正により市民や事業者の手続きなどに変更はないのか、との質疑があり、理事者からは、変更はない、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第55号 鳴門市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」は、国において少子高齢化対策の財源を確保するため子ども・子育て支援新制度が創設され、後期高齢者医療制度においても令和8年度より支援金が保険料と併せて徴収されることに伴い、徳島県後期高齢者医療広域連合が当該広域連合の条例を改正し、支援金の賦課徴収等に関する規定を新設したため、当該条例の引用条項にずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

委員からは、今年度の後期高齢者医療保険料の上昇について質疑があり、理事者からは、令和8年度より新設される支援金——子ども分を所得割で0.25%、均等割で1,356円賦課している。また、後期高齢者医療保険料率は2年に1度改定があり、令和8年度・令和9年度は、令和6年度・令和7年度と比較して、均等割は4,665円の上昇、所得割は0.36ポイント上昇して10.91%となった。後期高齢者医療制度の医療給付費については、約1割を被保険者の保険料で、約4割を現役世代からの支援で、約5割を公費で負担する仕組みであり、団塊の世代が後期高齢者医療保険制度の被保険者となることなどにより医療費総額が増加していることが、今回の保険料率改定の要因となったと考えられる、との説明がありました。

委員からは、子ども・子育て支援新制度の18歳未満の支援金を18歳以上の方が負担するという仕組みについて周知すべきである、という意見がありました。

また、委員からは、本来国が負担すべき財源を18歳以上の方に負担させるという制度であり、こうした国の制度自体に意見ができる鳴門市であってほしい、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第56号 鳴門市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について」は、社会保険診療報酬支払基金法の改正に伴い、社会保険診療報酬支払基金が診療報酬の審査支払いに加え、医療分野のデジタルトランスフォーメーション——医療 DX の運営母体の役割も担う法人として改組され、名称が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に変更されることから、所要の改正を行うものでありました。

委員からは、基金の名称変更の理由について質疑があり、理事者からは、医療 DX とはオンライン資格確認や電子カルテの共有などによって医療の情報などをつなぐことであり、国が医療 DX の計画を策定し推進していくにあたり、組織を変え、より本格的に取り組んでいくことにしたものと考えられる、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第57号 財産の取得について」は、鳴門市文化会館のリニューアルに伴い館内に設置する一般什器備品を取得するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでありました。

委員からは、文化会館の什器を全て新しくするのか、との質疑があり、理事者からは、使用可能なものは使用するが、休館前に使用していた一般什器は昭和57年の開館以来使用していたものが多く、施設再開後に使用に耐えられるものが少ないと判断し、大部分を処分または官公庁オークションで売却して歳入の確保を図った、との説明がありました。

また、委員からは、什器の取得に関して制限付き一般競争入札で落札したのは市外の業者だが、市内業者の育成のため市内業者に制限する制度があるのではないか、という質疑があり、理事者からは、今回は多種多様な什器備品を購入する案件であり、竣工引き渡し後の調整も必要となることから、国や地方公共団体の公共施設への什器備品などの納入実績があることを条件としたが、市内には実績のある事業者が少なく競争性が確保できないため、徳島県内の業者に範囲を広げた、との説明がありました。

委員からは、什器備品の取得時に、購入費用だけではなく維持管理費についても考慮すべきである、という意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第58号 財産の取得について」は、鳴門市文化会館において使用するコンサートグランドピアノを取得するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでありました。

委員からは、契約方式を入札にできなかったのか、との質疑があり、理事者からは、スタンウェイ&サンズ社製コンサートグランドピアノ D-274 を取得するにあたり、スタンウェイジャパン株式会社による定期的な保守点検や将来的なオーバーホールを見据えた場合に、スタンウェイジャパンの社内規定で入札を通じて購入するケースではオーバーホール等のメンテナンスを受けられないため、随意契約とした、との説明がありました。

また、委員からは、購入するピアノについて他のメーカーではいけないのか、との質

疑があり、理事者からは、休館前にも同種のスタンウェイ製 D-274 型ピアノを設置しており、世界的なコンサートグランドピアノとしてプロの演奏家から選ばれているブランドであることから文化会館に導入する、との説明がありました。

さらに、委員からは、休館前に使用していたスタンウェイ製ピアノについて質疑があり、理事者からは、休館前に使用していたスタンウェイ製ピアノは定期的なメンテナンスをしながら 40 年使用してきたが、メーカーからは、経年劣化が見られ品質が保証できないためオーバーホールは実施できないと言われている。しかし現在は使用できる状態であると聞いており、利用価格を抑えたうえで、練習用ピアノとして大ホールで使用する予定である、との説明がありました。

委員からは、休館前に使用していたスタンウェイ製ピアノがあるので、演奏者が弾き比べできるように国産メーカーのものを購入するなどの検討はしたのか、という質疑があり、理事者からは、休館前に使用していたスタンウェイ製ピアノは直近の利用には問題ないが、メインのピアノとして使用することは難しい。他のメーカーも検討したが、県内にはスタンウェイ製ピアノを導入しているホールが多いことから、鳴門市もスタンウェイ製ピアノを導入したい、との説明がありました。

また、委員からは、休館前に文化会館に設置されていたヤマハのフルコンサートピアノ CF について質疑があり、当該ピアノは劣化が進んでおり使用することは難しいと診断を受けたため、官公庁オークションに出品している、との説明がありました。

さらに、委員からは、リハーサル室や小ホールへのピアノ設置について質疑があり、理事者からは、リハーサル室はエレベーターも整備し、快適性も充実させたことから、ダンスや軽音楽の練習など幅広い分野での使用を想定しており、占有する場所の少ない電子ピアノを検討していたが、アップライトピアノ導入を望む意見が多いことから調整を行っている。小ホールは 200 人程度の収容人数であり、ヤマハ製セミコンサートグランドピアノ CF6 を購入予定である、との説明がありました。

委員からは、今後のピアノの取り扱いについて、子どもたちには貸し出さないというようなことにならないように、市が管理してもらいたい、との意見がありました。

また、委員からは、円安の時世にスタンウェイ製ピアノを購入することは、将来性を見据えたうえでは現実的ではなく、もう一度考えていただきたい、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。